

第12次第3回横浜市消費生活審議会 会議録	
日時	令和2年9月16日(水) 14時00分～15時30分
開催場所	横浜市技能文化会館 802大研修室
出席者	天野委員、梅本委員、榎本委員、河合委員、栗田委員、佐藤委員、城田委員、田中委員、長尾委員、星野委員、細川委員、村委員、望月委員、森委員
欠席者	石塚委員、大澤委員、大森委員、多賀谷委員、筒井委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	(1) 会議録確認者の選出について (2) 施策検討部会報告 (3) 消費者教育推進地域協議部会報告 (4) 消費生活協働促進事業審査評価部会報告 (5) 公募委員選考部会報告 (6) 消費者被害救済部会報告 (7) 第12次横浜市消費生活審議会報告(案) 「若年者への消費者教育の在り方」について (8) 第13次横浜市消費生活審議会について (9) その他
決 定 事 項	○会議録確認者は栗田委員、長尾委員とする。 ○第12次横浜市消費生活審議会報告(案)については、本審議会の議論を踏まえ修正を行い、会長確認の上、確定とする。
	1 開会
田中会長	<p>それでは定刻になりましたので、第12次第3回横浜市消費生活審議会を開会いたします。まず始めに、現在の出席委員についてご報告いたします。委員総数19名中、現時点で12名の方が出席されており、市消費生活条例施行規則第2条の規定により会議開催の定足数に達しております。また、情報公開条例により、本日の審議会は公開となります。傍聴の方はいらっしゃらないようです。会議録については要約いたしますが、原則そのまま委員名とご発言内容を公表させていただきますのでご承知おきください。では最初に、事務局から報告があるようですのでお願いします。</p>
事務局	<p>皆様には、ご多忙の中、また今日は朝早くの開催となりますがご出席いただきまして、誠にありがとうございます。令和元年10月8日の第2回審議会以降、委員の交代が1名ございました。お名前をご紹介します。</p> <p>それでは、資料1の委員名簿をご覧ください。N0.13の筒井志乃委員は、所属団体の役員の変更に伴い、佐藤有美子委員の後任として、消費者被害救済部会にご所属いただいております。事務局からは以上です。</p>
	2 議題(1) 会議録確認者の選出について

田中会長	<p>では、配布されております議事次第に沿って進めてまいります。「議題(1)会議録確認者の選出について」に入ります。本審議会では、会議録の確認者を持ち回りで担当していただいておりますが、本日の会議録確認者2名につきましては、栗田委員と長尾委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>～ 委員了承 ～</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p>
	2 議題(2) 施策検討部会報告
田中会長	<p>各部会の進行状況等のご報告は部会長からしていただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>まず、「議題(2)施策検討部会報告」ということで、部会長が私ですので、報告させていただきます。</p> <p>お手元の資料2の1「施策検討部会報告」をご覧ください。施策検討部会では、第12次審議会のテーマである「若年者の消費者教育の在り方」について検討してまいりました。本審議会からの報告として、市に提出しますので、後程、議題の7で議論した上で、最終確定としたいと思います。報告書の案は資料3でございます。</p> <p>それでは、前回の令和元年10月8日開催以降の部会の報告をいたします。開催状況等は部会報告書の通りです。それに先立つ、第1回、第2回の部会では、主に高校生を対象とした取組について議論してまいりました。言うまでもなく、成年年齢引下げで1番影響を受けるのは、高校生世代だからです。その上で、第3回の部会では、高校卒業後の若者、大学生その他を対象にした消費者教育について議論をかわしました。第4回の部会では、第1回から第3回の部会の議論を踏まえて、「若年者の消費者教育の在り方」の骨子についての議論を行いました。第5回の部会では、「若年者の消費者教育の在り方」というテーマについての報告書の案について議論しまして、部会として、今日お諮りする案として策定しました。施策検討部会の報告としては以上になります。5回にわたる部会での議論は、資料3の報告書案に結実しておりますので、それについては、後程、議論を深めていきたいと思っております。</p> <p>施策検討部会についての、ご質問・ご意見などはございますでしょうか。</p> <p>～委員からの質問、意見なし～</p>

	2 議題(3) 消費者教育推進地域協議部会報告
田中会長	議題(3)「消費者教育推進地域協議部会報告」です。部会長の大澤委員がご欠席のため、代わって事務局からご報告をお願いいたします。
事務局	～資料2-2 部会報告書に沿って説明～
田中会長	ありがとうございます。 現時点で2名の委員が来られましたので、14名の委員が出席となっております。 では、ただいまの説明について何かご質問、ご意見はありますでしょうか。 ～委員からの質問、意見なし～
	2 議題(4) 消費生活協働促進事業審査評価部会報告
田中会長	議題(4)「消費生活協働促進事業審査評価部会報告」です。本部会は前回の審議以降、開催しておりませんので、事務局からご報告をお願いします。
事務局	資料2-3「消費生活協働促進事業審査評価部会報告書」をご覧ください。 こちらの部会では、前回の審議会においてもお伝えしましたが、令和元年度は事業手法を見直し、地産地消をテーマにした講演会を当課主催で開催しました。 消費生活協働促進事業審査評価部会の報告は以上です。
田中会長	ただいまの説明について何かご質問、ご意見はありますでしょうか。
田中会長	この部会はどうなったのでしょうか。
事務局	事業手法を見直しで行うということで、以前のように、市内活動団体等から事業を提案していただいて審査をした上で補助金を支給し、事業をやっていた成果を評価するというのではなく、協働事業として、事業者と消費者と行政で協働を促進していくような取組を考えなければならないということで、令和元年度につきましては、地産地消をテーマに、色々な団体や市民、消費生活推進員に声をかけて、パネルディスカッションをとおして、交流を深めたというところがございます。
田中会長	他に、ご質問やご意見はありますでしょうか。 ～他に委員からの質問、意見なし～

	2 議題(5) 公募委員選考部会報告
田中会長	議題(5)「公募委員選考部会報告」です。 本部会については、部会長の天野委員よりご説明をお願いいたします。
天野委員	～資料2-4「公募委員選考部会報告書」に沿って説明～
田中会長	ただいまの説明について何かご質問・ご意見はありますか。 ～委員からの質問、意見なし～
	2 議題(6) 消費者被害救済部会報告
田中会長	議題(6)「消費者被害救済部会報告」です。 部会長の城田委員よりご説明をお願いいたします。
城田委員	～資料2-5「消費者被害救済部会報告書」に沿って説明～
細川委員	審議会において、あっせんや調停の実績が横浜市ではないと伺っていますが、付託要件というのは何なのでしょう。 条例と施行規則を見ましたが、付託要件というのを書いてなくて、部会報告書の目的のところにあるように、「消費生活総合センターにおいて、被害救済のための必要な助言その他の措置をとったにもかかわらず、解決することが困難であった紛争について、あっせん及び調停等を行う」ということがあるだけのよう気がするのですが。
田中会長	毎度、議論になるところなのですが、事務局から説明をお願いします。
事務局	付託要件につきましては、事務局の方で、こういう案件があるのではないかとということで検討することになっております。その中で、消費生活総合センターの対応をもってしても解決しないという案件が相当数ありますが、その全てにあっせんが必要というわけでもないの、一定の基準を設けて選定をしております。今回は該当する案件がなかったということですが、内部的な取り決めでございます。
細川委員	内部的な取り決めというのは、どういうものなのでしょう。それについて議論したことはないのでしょうか。
田中会長	議論と言えるかというのがありますが、話題になった事がありますよね。
事務局	話題になった事があります。

田中会長	内部的な取り決めについても、資料が配られた事があったと思うのですが、条例の要件をさらにしぼりこんでいると思ったのですが。
事務局	要領を設定し、選定をしています。付託の適用についての考え方としましては、3点ほどございます。センターを通じたあっせんで解決には至らなかった案件、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし又及ぼす恐れのある案件、紛争当事者から訴訟が提起されていない案件、といった点を考慮して、選定することとしております。こちらは、実際に機能するようなかたちで、改正しようと考えておりまして、改正作業を進めているところです。
田中会長	要件が3つありましたね。
事務局	センターのあっせんをもってしても解決に至らなかった案件、市民の消費生活に著しく影響を及ぼす恐れのある案件、紛争当事者から訴訟が提起されていない案件になります。
田中会長	もう少し、しぼっていたのではないですか。
事務局	国民生活センター紛争解決委員会その他の専門的な機関の活用がふさわしい場合、紛争についてあっせんを継続できない事情があるということで、例えば、消費者が事業者と紛争を継続することを望んでいないとか、当事者のうちの一方と連絡をとれないといった事情がある場合ということを対象外としております。
細川委員	<p>必要があって条例があり、審議会があり、紛争解決の部会があると思うので、それが活用されていないというのはおかしいと思います。逆にそういう行政需要がないのであれば、税金をかけておいておく必要もないと思います。マンパワーが必要だから、そんなに件数ができないというのは理解できますが、しぼりすぎて全くないというのは、どうなのでしょう。問題がないとは思えませんし、紛争解決ができなかった事例は色々あると思うので、抑えこむのではなく、活用するかたちで考えるべきだと思います。</p> <p>分からなかったのですが、条例上では市長が付託するというかたちなのに、お話を伺うと、部会でやるかやらないかを議論するのですか。</p>
事務局	部会で決めているという事ではありません。
細川委員	部会が要件に適合する案件がなかったと判断したのではないのですか
事務局	事務局が報告をして、部会で確認していただいたということです。

細川委員	<p>実際のやり方をもう少しつめて、実効性があるものにしていただきたいというのが私の意見です。</p>
田中会長	<p>細川委員のご指摘は、この審議会では議論しているところでして、要綱行政でしぼりこんでいるのはおかしいのではないかというのは、私もいつも意見としては申し上げているところです。現在の担当課としては、要領を見直して、もう少しやりやすいようにしようという方向性で動いているということですので、その方向性をもって了としたいと思います。</p>
細川委員	<p>消費生活センターの相談員によるあっせんの次は、審議会によるあっせんや調停になっていますが、審議会のあっせんは重く、差がありすぎると思います。本来は個別救済のためなのに、広域性がないと駄目だといわれています。中間の、消費生活センター長によるあっせんに弁護士が加わって決定するというようなものがあまりありません。いくつかの自治体で相談員と職員と場合によってはセンター長と弁護士が加わって、あっせんをやりだしているというのがありますので、是非そういう事を検討していただきたいと思います。</p>
田中会長	<p>ありがとうございます。今のご意見を取り入れて、被害救済部会の実効性といえますか、動けるようにしていただきたいと思います。</p>
	<p>2 議題(7) 第12次横浜市消費生活審議会報告(案)「若年者への消費者教育の在り方」について</p>
田中会長	<p>議題(7) 第12次横浜市消費生活審議会報告(案)「若年者への消費者教育の在り方」についての審議に入ります。この場で皆さまにご意見をいただき、審議会全体の報告としてまとめまして、市長に報告をするということになります。資料3の報告案について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>～資料3に沿って、概要を説明～</p>
田中会長	<p>それでは皆さまからのご意見、ご質問をお願いします。特に施策検討部に所属されていない委員からのご意見をお願いします。</p> <p>施策検討部に所属されている方でも発言をしてはいけないという事ではないのでご意見がありましたらどうぞ。</p>
細川委員	<p>中身の話しではなく、位置付けの話です。会長が市長に報告するとおっしゃいましたが、会長が市長に会われて直接、報告するのですか。</p>
田中会長	<p>私も今期から会長になったので、作法は分からないのです。</p>

事務局	<p>確定いただきましたら、コロナの状況しだいで分からないですが、来月に会長に経済局長と面会していただいて、市長の代わりに受け取っていただくことを考えております。</p>
細川委員	<p>どこの自治体もこういう報告書の手交式みたいのがあって、知事や市長は難しいかもしれませんが、副知事や副市長に渡すというのも多いと思うので、そういうことをやっていただきたいと思います。中身はよくまとめていると思うので、これの実効性の確保を図っていただきたい。気になるのは、条例上の報告の位置付けで、諮問に対して答申するというのがありますが、今回は市長から諮問は出ていません。独自に我々でこのテーマでやると決めた話なので、条例上の位置づけがありません。それ以外に意見ができるというのがありますが、これは市長から諮問がなくても、横浜市の消費者行政にとって必要だという意見を言うことができるという権限はあります。せっかくこうしてやってきたので、私の希望としては、条例上の意見として市長に述べるというくらいのことやっていただきたいと思います。もし可能であれば、会長からの意見ということで、この上に鑑をつけて、意見書みたいなかたちで、条例7条に基づくとかたちでやっていただきたいと思います。ここですぐに決められないかもしれませんが、ご検討いただければと思います。</p>
榎本委員	<p>私は横浜市工業会連合会の会長をやっているのですが、毎年10月だと思えますが、工業会から要望書を市長に直接渡していますが、それに対する回答が必ずあります。これも、ただ渡すだけというのではむなしさが残るので、よろしくをお願いします。</p>
細川委員	<p>法律に基づく要望というわけではないですよ。</p>
榎本委員	<p>違います。工業会としての要望です。</p>
細川委員	<p>こちらは条例の位置付けがあるのですから、回答するのはあたりまえではないでしょうか。</p>
田中会長	<p>要望のたぐいは、事業者団体に限らず、労働組合、消費者団体など様々なところで、法令上の根拠があろうがなかろうがあります。当審議会の設置目的というのは、条例第7条第1項「市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項を調査審議し、」からはじまり、第2項「審議会は、消費生活に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。」となっています。確かに、諮問という明確なものはなく、テーマも自分たちで決めています。私の解釈になりますが、条例7条2項の仕事をしていると思っていました。担当課としての見解は違いますか。</p>

事務局	その通りだと思います。
田中会長	<p>ですから、これは審議会の条例に基づく意見ということで、行政はこういう事をしてくれということになります。意見という性質上、直ちに一問一答式に答えられるものにはなっていないので、その次の審議会で報告できるとは限らないですし、長期にわたる案件もあるので、第何次の意見はこうなったということとは審議会の中で意見をしていけるようになった方が良いとは思いますが。</p>
事務局	<p>第2回審議会で第11次審議会報告の進捗状況ということで、やらせていただいた事がございまして、事務局としてはそういう事を意識しながらやっています。会長がおっしゃるようにすぐに答えがでるものだけではなく、これからとうものがありますが、次の審議会がスタートして、動いた段階でご報告の場を審議会の中で設定させていただければと考えております。</p>
星野委員	<p>私は今期限りの任期なので、次回の報告を聞く事ができないので、可能であれば、市のホームページで、こういう提言が出て、何月何日時点では何が出来て、何が出来ていないといった対照表のようなものが公開されていけば良いと思います。出来てないところだらけになってしまうかもしれないですが、それでも提言があったのは事実なので、それに対して動いているかいないというのが公開されていると、私も先々思いだしたら見る事ができるかなと思います。</p>
事務局	<p>公開のやり方については、検討させていただきたいと思います。報告は審議会の場でさせていただきます。</p>
田中会長	<p>令和元年10月に開催した第12次2回審議会では、第11次審議会報告に基づく事業の進捗状況を担当課から報告していただいています。資料も配布されて、かしこい消費者コラムによる市内事業者への情報発信を行いましたとか、働く世代等を対象とした「高齢者の被害防止」に関する啓発動画の制作をしましたとか、東京ガスの協力によるお助けカードの配布しましたといった報告をいただいております。同じように報告していただいて、より分かりやすくすれば良いということですね。議事録等は公開されていますが、おっしゃっている事は分かります。</p>
細川委員	<p>できれば、報告書を受けて意見書は別に作って、「条例7条2項に基づく意見を述べます。」という形にした方がより明確ですし、それが後に残ると思います。意見に対して市はどう対応したというのをホームページに掲載していただければ、報告に対する報告を述べられるよりも、意見書に対して、横浜市がどうしたというふうにしていただいた方が、私は良いと思います。多くの審議会とか、内閣府の消費者委員会はそういう形ですね。あるいは、報告書の中に意見1、</p>

	意見2みたいに入れていただいた方がよりクリアだと思いますので、可能であればご検討いただきたいと思います。そもそも、なぜ諮問しないのでしょうか。第12次については、若年者への消費者教育についてご意見いただきたいと諮問があって、答申するとすれば、条例上の位置付けがクリアだったと思うのですが、最近は何もないのでしょうか。
事務局	最近はありません。
細川委員	諮問しないのが相場になってしまっていますが、せっかくやるのですから、諮問というかたちでやっていただいた方が良いと思います。それに対する答申なわけですから、応答する義務があると思います。次期は検討していただければと思います。
田中会長	文書表現上は報告だけれども、実質は条例7条2項の意見を述べていると私は解釈していましたが、今の細川委員のご意見では、そういうことは分かっているけれども、意見書という名前にして出した方が良くはないかという事ですよね。
細川委員	わざわざ条例に書き込んでいるという特別な公益性というか、重みを認めているわけですから、それを活用しないのはおかしいと私は思います。
田中会長	条例7条2項に基づき、意見を述べますと言えば良いと。
細川委員	はい。重みが違うと思います。
田中会長	担当課としてはどう思われますか。
事務局	意見の部分が少ないところはあるかなと思いますが、委員の方からのご意見でというので良いのかなと思います。
田中会長	私なんか、「本報告書に基づき意見を述べる」みたい書き出しをしまえば全部収まるかなと考えてしまうのですが。すっきりするのは「若年者への消費者教育の在り方についての意見書」ですね。副題が、「成年年齢引下げを踏まえた消費者被害の防止に向けて」「第12次横浜市消費生活審議会報告」とでもすれば良いのかなと思います。
事務局	はい
田中会長	ようするに、ちゃんとした条例上の根拠に基づいて述べているということをはっきりしようと、そうしたならば、どうなったんだということも聞きやすい

事務局	<p>し、PDCA というのだったら、それくらい必要でしょうというご意見ですよね。では、そういうご意見が有力だったということで。報告書の表現上のことで、ちょっと工夫しましょう。</p> <p>どう修正するかは会長にご相談させていただきます。</p>
細川委員	<p>報告書をみると、必要であるとか、検討を要するところがあり、そこが意見になるので、例えば4つか5つくらいにまとまりを作って、意見の項目が分かるような形で意見1、意見2にする。あるいは、報告書を受けてそういう意見を作るといった形もありますが、そこはお任せしたいと思います。</p>
田中会長	<p>屋上に屋上を重ねるような文章を作るのは、事務手間が増えるだけなので、報告書兼意見書にしたいと思いますが、表題等を会長一任ということで良いでしょうか。今考えているのは、在り方についての意見にしまえば良いかなと思うのですが。</p>
事務局	<p>そう思います。</p>
田中会長	<p>それでは、条例7条2項について再認識したということで有益だったと思います。細川委員から中身については良くまとまっているという意見を頂戴しましたが、他にどうでしょうか。</p> <p>では、他にご意見がなければ、資料3本文、資料4の概要の案とおり、ただし先ほど言った条例7条2項の位置付けを表題等に反映する点については会長に一任するという前提で、第12次消費生活審議会報告及び概要版として確定するというので、よろしいでしょうか。</p> <p>～委員了承～</p> <p>ありがとうございます。第12次消費生活審議会報告及び概要版として先ほどの留保をつけつつ、確定するという事にいたします。あと、こまごまとした修正も会長一任ということで、よろしいですね。</p> <p>～委員了承～</p>
	<p>2 議題(8) 第13次横浜市消費生活審議会について</p>
田中会長	<p>「議題(8)第13次横浜市消費生活審議会について」です。</p> <p>2年間この第12次審議会を運営してきましたが、本審議会が最後の審議会になりますので、第12次審議会の運営に関する感想とか、第13次審議会でも取り上げた方が良くと思われるテーマのアイデア等についてご意見を伺いたいと思います。先</p>

	<p>ほど、明確な諮問があった方が良いのではないかというご意見も頂戴しましたけれども、毎度、その審議会自体でテーマを設定して、条例7条2項に基づく意見として、まとめていくという形をとっていましたので、諮問をどうするのかという問題はありますが、第13次審議会で、テーマとしてこういう事がふさわしいのはいいか、という事について意見を募っておくことは無駄ではないと思うので、そうしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
細川委員	<p>今までにどのようなテーマがあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>～過去の審議テーマを読み上げる～</p>
田中会長	<p>過去は教育が多いですね。</p>
事務局	<p>教育もそうですが、法律の改正に合わせて、行政や条例をどうするかといった事を議論いただいたような事もあります。</p>
田中会長	<p>第3次では、事業者指導及び被害救済システムの在り方を取り上げていますが、具体的なテーマですね。</p> <p>条例を適用した事業者指導及びあっせん・調停の実施及び要領等の整備とありますが、その結果として被害救済部会は現実には動いていないというのはどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>この後、平成14年から3回開催しています。</p>
田中会長	<p>このあたりで見直すというのも、ありかもしれないですね。</p>
事務局	<p>それはあるかもしれませんが。何が問題だったのかを検討するというもの一つあるかもしれません。</p>
細川委員	<p>条例改正について扱った回はありますか</p>
事務局	<p>第5次等であります。</p>
細川委員	<p>条例が現代社会に合っているかどうかという案もあります。消費者行政は消費者教育といった支援行政が中心ですが、横浜市くらいなら、条例がしっかりあって、不当な取引行為の8類型がありますが、消費者契約法の改正があり、デパート商法の契約を取り消せるようになった事など、条例上に合うように追加するといった事を考えてもよいと思います。</p> <p>あと、消費者教育をやってきましたが、被害救済が中心だったので、今話題になっている消費者の責任、消費者市民社会における消費者の責任というのが入ってい</p>

<p>村委員</p>	<p>ないので、それが一つありかなと思います。消費者の権利も必要ですが、消費者の責任というのも重要です。私は動物の問題に関心を持っているのですが、ペットや家畜に我々の豊かな消費社会のためにどういう犠牲を強いているのかというのを考えて行動しましょうといった、エシカル消費についても良いと思います。この二つを候補としてあげさせていただきます。</p> <p>審議会のテーマとしてふさわしいかは分かりませんが、今までの審議テーマを拝見して、これまでにやった事がないことで、市民にとっても大事なことだと私は思うので意見を申し上げます。市の消費者行政で一番大切なものは、消費生活相談だと思います。市民にとって消費生活センターの相談業務、あっせんを含みますが、相談業務は市民にどう受け止められていて、相談体制も含め、役割を果たしているかという事について、今までに審議が行われていません。横浜市の場合には、相談業務については横浜市消費者協会が行っているの、審議会で取り上げることがふさわしいのかというのはありますが、その機能が市民から見たときにどうなのかという調査をきちっとした上で、見直すべきことがあるかということ審議会でやってもいいのかなという気がしています。この問題は、先ほど、消費者被害救済部会が機能していないという話もありましたけど、消費生活センターでの相談での在り方とリンクする話だと思います。それを踏まえて、消費者被害救済部会の在り方、位置付け、手続きも含めて議論する方が、建設的なのかなと思います。</p>
<p>河合委員</p>	<p>村委員のご意見には大賛成です。横浜市には一か所しかセンターがなく、北部にも作るという話があつたりなかったりしていたようですが。</p> <p>私は今、地域ケアプラザが地域の相談業務を充実させていると思います。特に横浜市は他の市と比べて高齢者だけでなく、全年代の市民からの様々な相談を受けています。今まで、福祉と消費者教育というのは離れていたと思いますが、連携させないとやっていけないよねというのが、この10年で浸透してきたと思います。そういう事からも消費生活相談はセンターだけではなく、地域ケアプラザ等との連携も大事だと思うので、それを推進していくような事を審議会で実態を把握しながら、意見を述べたいなと私は思っています。</p>
<p>田中会長</p>	<p>実は今日のメンバーの中で、12次で委員として終了する委員方が何人かいらっしゃいます。その方々は13次に何をやりましょうかという話ができないものですから、この場で感想も含めて、何かお願いします。</p>
<p>梅本委員</p>	<p>私は第11次の時には、施策検討部会に所属させていただき、第12次では消費者被害救済部会、公募委員選考部会に所属させていただきました。消費者被害救済部会に出させていただいて、あっせんがないというのが気になっておりました、今は国民生活センターのあっせん要件に準じた選定だと思いますが、それだとどうしても少なくなってしまう、案件が出てこないの、消費者の救済という事を考えてもう少しハードルを下げて、何十件もやるわけにはいかないでしょうが、年に1、2件と</p>

榎本委員	<p>いう形で、やっていただきたい。村先生が言われたように、消費生活相談センターの役割は大きいので、各々の被害の救済につなげていくという部分を検討していただくのは良いだと思います。そうすると、審議が消費者被害救済部会になってしまうので、部会の構成を見直して、ご検討いただければと思います。</p> <p>横浜市に関連する各種委員に名簿を連ねさせていただいていますが、一番難しいジャンルだなと思っております。思い出に残るのは、私が昔、騙されるのは騙す方が悪いと言ったことがありまして、そうしましたら、そういう人が一番騙されると言われ、それを自分の座右の銘として今日までこさせていただいております。先ほど、消費生活相談センターが大切だという話がありましたが、確かにそうだと思いますが、先ほど、弁護士の方と話していたのですが、みんな何か起こってから相談にくるが、そうではないのではないか、そういう事が起こらないようにすることが前提ではないかと思います。救済というのは受け身なので、そうではなく、前に出た形での予防を考えるのも一つかなと思います。</p>
佐藤委員	<p>長く会社において、消費者からの苦情で呼び出されて怖かったのは、東京都消費生活総合センターと横浜市消費生活総合センターでした。国民生活センターは別ですが。相談員さんが手ごわくて、レベルが高かったです。東京都なんかは特に担当制になっていて、金融専門チームがありました。兵庫、神戸や横浜などは消費者行政の歴史があるので、ネームバリューがあるんだろうなと思います。13次について思ったことですが、村委員がおっしゃるように、相談現場の在り方とかは、先駆的だからこそ次に何かを提案できるというのがあると思います。細川委員がおっしゃった条例についても、横浜市だから発言ができるのかなと思います。その2つは面白そうで、やってみたいなと思いました。</p>
星野委員	<p>施策検討部会に所属していました。公募委員に応募したきっかけは、高校生の子どもがいたので、成年年齢引下げの件について、考える機会をかねてと思い応募しました。できるだけ市民目線ということで見ていきたいと思って参加させていただいていました。行政側が分かっているかは分からないですが、市民の行政への期待は高いと思います。自治会とかで、そういう事を感じます。消費者問題はたちごっここのところがあつて、予防にしる救済にしる難しいところがあると思います。唯一無二の解決策もなかなかなく、被害の形も次々と出てきますし、そういう意味では、今後も考え続けていくしかないと思います。施策検討部会では、素晴らしい意見だな、素晴らしい指摘だなと思う事もありましたので、そういった事を効果的に行政側で吸い上げて、実効してほしいと思います。今後は一市民としてウォッチしていければと思います。</p>
森委員	<p>ずっと高齢者に関する仕事をしてきたのですが、地域で見守っていくというのが、とても大切だという事を感じました。報告書に保護者への注意喚起というがあつて、家庭での大事さみたいのが入れているのが良いと思いました。認知症の方の</p>

田中会長	<p>相談を受けたりしていると、近場で見守っていくという大事さを感じています。そういう事が反映されていけばよいなと思いました。</p> <p>今期で終了される委員の方々は、13次審議会の資料は公開されていくので、しっかりと見てくださると思いますので、引き続き委員をやる人間も心してやっていきたいと思います。</p>
	2 議題(9) その他
田中会長	それでは、最後に事務局からお願いします。
事務局	<p>委員の皆様にはお忙しい中、2年間にわたり本市消費者行政の推進に向けた審議について熱心なご議論と貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。また、13次審議会につきましても、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。なお、13次審議会につきましては、審議会の体制を見直し、効果的に議論を行うために、部会を整理し、審議テーマに対して、全体で審議を行うことを考えております。審議テーマ、体制につきましては、年内に開催を予定しております、第13次の1回目の審議会において委員の皆様にお話ししたいと考えております。事務局からは以上です。</p>
田中会長	本当に最後になりますが、何かございますか。
細川委員	この審議会は12次ということですが、平成8年が第1次ということですが、その前はなかったのでしょうか。
事務局	平成8年に条例ができたので、その時からではないかと思います。
細川委員	新しいのだなと思ったものですから。政令市は条例がなくてやっていたところもあります。横浜市がどういう形でやっていたのかたなと思ったものですから。すみません。
	3 閉会
田中会長	ありがとうございました。以上で本日の議題は終了します。これで第12次第3回横浜市消費生活審議会を閉会します。

資	料	議事次第	
		資料 1	第 12 次横浜市消費生活審議会 委員名簿
		資料 2	第 12 次第 3 回横浜市消費生活審議会 部会報告書
		資料 2-1	施策検討部会報告書
		資料 2-2	消費者教育推進地域協議部会報告書
		資料 2-3	消費生活協働促進事業審査評価部会報告書
		資料 2-4	公募委員選考部会報告書
		資料 2-5	消費者被害救済部会報告書
		資料 3	第 12 次横浜市消費生活審議会報告 (案) 「若年者への消費者教育の在り方」
		資料 4	第 12 次横浜市消費生活審議会報告 概要版 (案)